



**JForest** 熊本県森林組合連合会

# 森林組合だより

FOREST ASSOCIATION COMMUNICATION PAPER

第182号

平成30年3月発行

発行所  
熊本県森林組合連合会

〒861-8019  
熊本市東区下南部2丁目1-55  
TEL (096) 285-8688  
FAX (096) 285-8651  
発行人 前川 收  
<http://www.kumamori.or.jp>



栗崎地区の人々の氏神である菅原神社の御神木として崇拝されているクスノキで、樹齢は、400年以上とみられる。ただ、社殿は存在しない。このクスノキ自体が氏神であり、神社であるといえる。

戦前は、12月5日に「栗崎の火焚き祭り」が催され、この木の前に薪が積み上げられ、大枝に炎が届く程であったという。また、すぐ下には子安観音堂があり、学問と安産の神様が並んで安置されている。

幹囲は12.5m、樹高約26m、枝張りは東西32mの広がりを持ち、遠くから望むと1本のクスノキが森のように見えるほどの巨木である。2.5mのところどころで3本に分かれているが、うち1本は枯れている。

宇土半島にはこの他、郡浦の天神樟、馬門の歳の神の樟、打越の天神樟、大見の年祢宮の樟などがある。

昭和44年に熊本県指定天然記念物に指定されている。

# 『新事務所建設』臨時総会で決定

新事務所イメージ図



平成30年1月22日（月）、平成29年度臨時総会をホテルメルパルク熊本で開催し、本会の新事務所建設に関する発注先、発注額及び資金調達等について協議した結果、満場一致で提案のとおり可決されました。

構造：木造一部2階建て  
総床面積：929.90㎡

## 新事務所建設の経緯

平成28年4月14日及び16日、震度7の地震が2度、熊本地域を襲い、本会が所有する「林業会館」が甚大な被害を受け、熊本市が実施した応急危険度判定により「危険建物」と判断されたことから、仮事務所への移転、林業会館の解体、新事務所建設のための土地の取得、そして新事務所建設起工式の実施など、記載のとおり、役職員一丸となって対応してきました。

### 1. 平成27年度第6回理事会決定事項 [平成28年5月12日（木）]

- ① 事務所の移転について（移転先：熊本市東区下南部2丁目1-55）
- ② 林業会館解体工事の解体業者選定について（見積を徴取し、会長一任）

### 2. 平成27年度第7回理事会報告事項 [平成28年6月14日（火）]

- ① 林業会館地震災害解体工事業者の決定について

### 3. 平成28年度第3回理事会報告事項 [平成28年10月24日（月）]

- ① 林業会館解体工事及び附帯調査の完了について（平成28年9月30日完了）

### 4. 平成28年度第5回理事会決定事項 [平成29年2月6日（月）]

- ① 新事務所建設地の決定について（熊本市東区戸島3丁目3626番2）
- ② 平成28年度臨時総会の開催について（新事務所建設地の取得に関し議決を得るため）

### 5. 平成28年度臨時総会決定事項 [平成29年2月20日（月）]

- ① 新事務所の建設について  
（土地の取得、資金の借入れ、設計・管理委託業者の選定等）

### 6. 平成28年度第6回理事会報告事項 [平成29年5月10日（水）]

- ① 土地の取得について  
（売主：生活協同組合くまもと 取得日：平成29年3月30日）

### 7. 平成29年度第1回理事会報告事項 [平成29年8月10日（木）]

- ① 新事務所設計概要及びレイアウトについて

### 8. 平成29年度第3回理事会決定事項 [平成29年10月23日（月）]

- ① 新事務所建設に伴う業者の選定について  
（3社から見積もりを徴し、最低価格の業者を選定する。）

### 9. 平成29年度第4回理事会決定事項 [平成30年1月10日（水）]

- ① 新事務所建設に伴う業者の選定について  
（発注先：味岡・技建日本建設工事共同企業体）
- ② 平成29年度臨時総会の開催について  
（開催日：平成30年1月22日）

### 10. 平成29年度臨時総会決定事項 [平成30年1月22日（月）]

- ① 熊本県森林組合連合会事務所（本会）の新築工事について  
発注先：味岡・技建日本建設工事共同企業体とする。

# 新事務所建設工事起工式

平成30年1月26日(金)、熊本県、農林中央金庫、県下森林組合及び工事関係者約50名が参加し、神事が執り行われ、工事の安全等祈願しました。

前川会長は挨拶の中で、「林業会館の跡地での再建も検討したが、建築基準法等による規制で従来の規模の建物が確保できないといった問題が発生し断念した。そこで、新たな土地を取得することとした。しかし、震災直後の混乱の中困難を極めたが、多くの方々のお力添えにより今日を迎えることができた。今後、安全には十分気を付けていただき、他に誇れるような建物を完成させていただきたい。」と述べた。



神事の様子



前川会長 刈初めの儀



前川会長 挨拶



新事務所建設予定地  
(熊本市東区戸島2丁目3626番2  
敷地面積：2212.19㎡)



## 『くらしと人権』 =気づこう、そして考えよう=



熊本県人権啓発  
マスコットキャラクター  
「ココロ」



### 「人権」とは

人は誰でも自分らしく、そして幸せに生活するという基本的な権利を生まれたときから持っています。この権利を「人権」といいます。



### 「人権問題の解決」のためには

私たち一人ひとりが、相手の立場に立って考え、自分の言動に責任を持つことが重要です。

「熊本県では、結婚や就職の際の部落差別につながるような身元調査が条例で規制されています。」



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

# 森林環境税（仮称）の確保と今後の対応

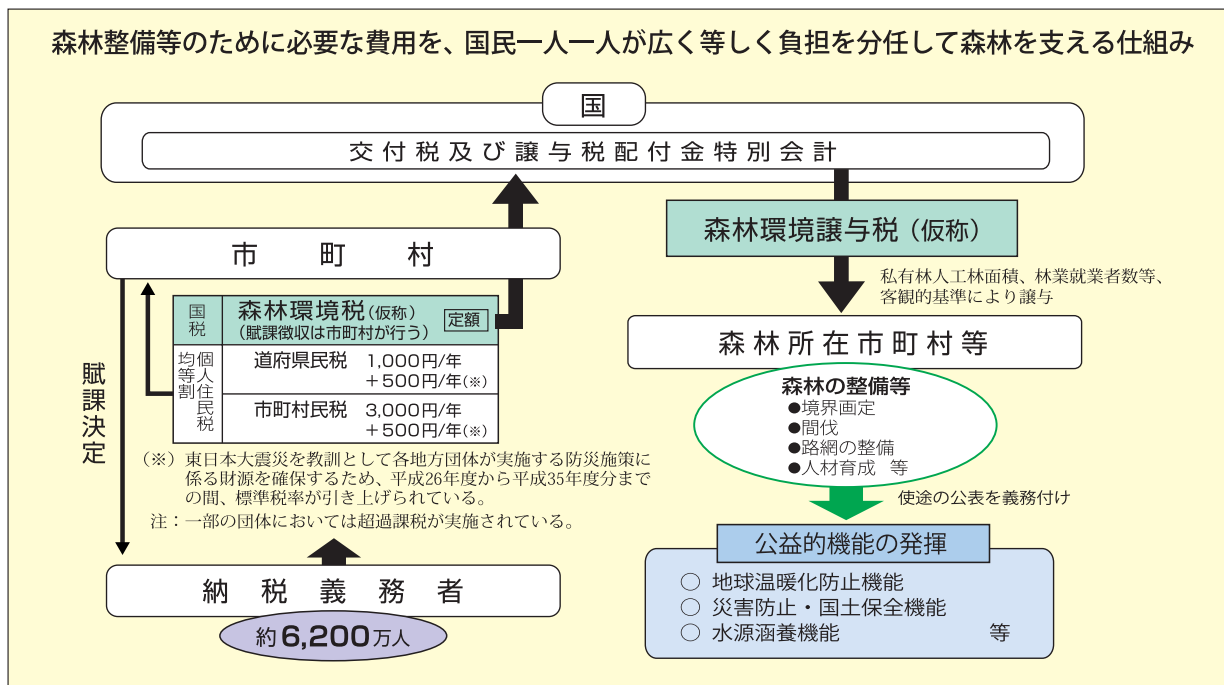
森林組合システムの長年の悲願であった森林環境税（仮称）が、個人住民税均等割に上乗せする形で、一人当たり千円、6年後の2024年度から徴収される見込みとなりました。

ただ、森林整備の緊急かつ確実な実施の必要性を考慮し、この新税を活用する「新たな森林管理システム」は5年前倒しで2019年度から開始される見通しであり、その財源として森林環境譲与税（仮称）が市町村に対して譲与されることとなります。当面、森林環境譲与税（仮称）は、総務省が所管する特別会計からの借入れで賄われる予定（図1）。そのため、新税を徴収するまでの間及び借入れを償還するまでの間は、当初想定している年間620億円より少ない額で運用されることとなります（図2）。

新税は、森林所有者にとって最も身近な存在である市町村が主体となり、地域の森林整備等を推進するための安定的な財源であります。従って、今後、各森林組合が管内市町村と地域の森林整備をどのように推進するか早急に打ち合わせ、計画を練り上げ、連携して実行することが重要となります。

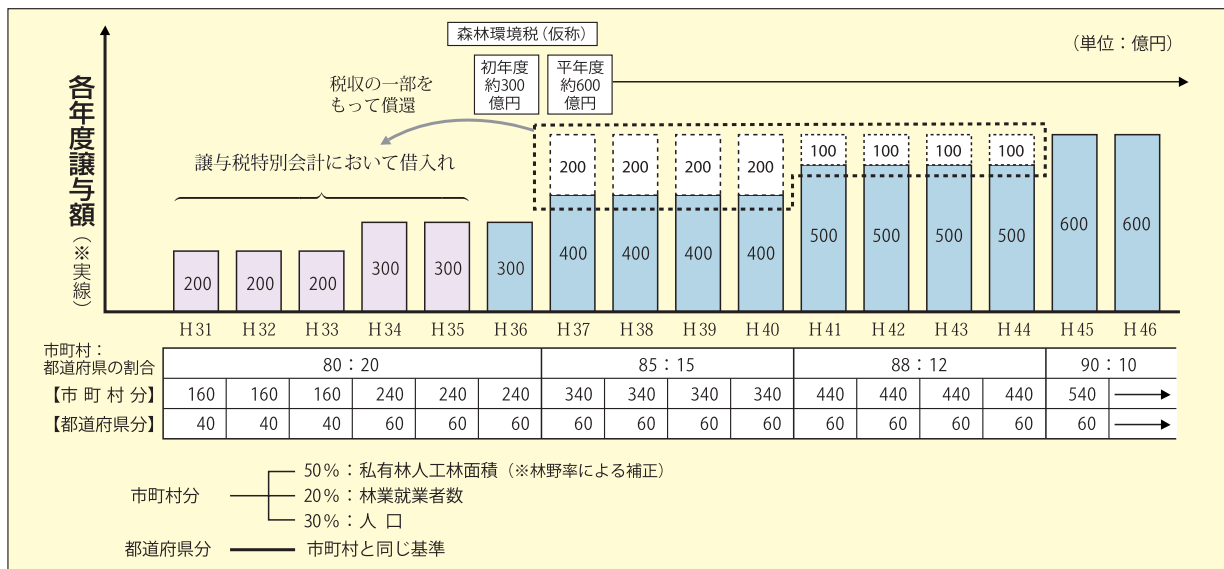
（参考）森林環境税（仮称）の制度設計に関する提案のイメージ

図1



森林環境税（仮称）と森林環境譲与税額の経年別変化

図2



# コンプライアンス意識向上の必要性

前述したとおり、森林環境税（仮称）が平成36年度から課税される一方で、森林現場における諸問題には出来る限り早期に対応する必要があることから、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税（仮称）の譲与は平成31年度から5年前倒しで実施されることになりました。

森林環境税（仮称）は、地方の固有財源として、その全額を、交付税及び譲与税配布金特別会計に払い込んだ上で、市町村及び都道府県に対し、森林環境譲与税（仮称）として譲与されます。

この森林環境譲与税（仮称）については、法令上用途を定め、市町村が行なう間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとなっています。

そして、その中心的な使途である森林整備に関しては、森林所有者自らが森林管理を行わない場合、市町村が経営・管理を受託した上で、「意欲と能力のある林業事業体」に再委託し、経営の集積・集約化を行なう等の新たな森林管理システムの基、推進していくこととなっています。

この「意欲と能力のある林業事業体」とは、森林所有者及び林業従事者の所得の向上につながる効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指すとともに、主伐後の再造林を実施するなど森林経営の継続性の確保を目指す経営体でなければなりません。この経営体の組織形態は問わないとなっていますが、当然、地域の森林の状況、所有者の情報等を把握している森林組合が中心となることは言うまでもありません。

ただ、近年、森林組合による不祥事の事例が頻繁に発生しており、全ての森林組合の役職員が、コンプライアンスに関する意識を向上させることが必要不可欠となっています。

コンプライアンスといえば、第一義的には“法令遵守”であると言えますが、この側面は当然のことであり、むしろ“企業倫理の確立”という側面が重要であると認識する必要があります。

我われ森林組合システムも、社会的な存在として、社会で活動（事業実施）していく限り、社会のルールに従う必要があります

しかし、社会は時代とともに変化しており、数年前まではそれ程社会的に非難されることも無かったような事柄でも、驚くような速さで拡散され、大きなデメリットとなるようなこともあります。

今後とも、次に記載したことに留意し、環境保全や緑の国土を守るための森林整備を推進することを、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を通して、国民から委託されているという認識を持ち、行動することが必要であると考えられます。

## ◆ 不祥事防止に向けて日常的に心がけること ～ これらのことを言い続ける

### ① 不祥事は必ず発見される

組織として不祥事防止に取り組み、内部けん制の制度も確実に上がっていることから、不祥事の発覚率も高くなっている。

### ② 不祥事には非常に重い代償が科せられる

### ③ ギャンブルやハイリスク投資が不祥事の引き金となる

自分の責任の及ぶ範囲での生活、出費に抑える。

### ④ 業務上のトラブルはすぐに上司に報告

・業務上のトラブル放置は、事態を悪化させ、不祥事につながる危険性がある。

・何でも相談できる風通しの良い職場風土づくりが大事。

### ⑤ 公私のけじめをつける

・日常生活が緩むと、業務にも影響する。

・現金がその場にあっても、自分のお金ではない。

・たった1円でも、たった1日でも、組合のお金の流用・横領は犯罪。

## ◆ 判断に迷ったとき ～ 自分の良心に問いかけてみる

・自分の行為を家族、友人、尊敬する人に話せるか。

・自分の行為は組合員、組合利用者、社会の期待を裏切らないか。

・自分の行為が発覚、マスコミ報道されたら、自分が解雇されるだけでなく、家族、職場はどうなるのか。

# CSR事業を活用した木育、癒しの木製品を寄贈

## ～熊本地震被災地の小学生たちへのプレゼント～

農林中央金庫が実施するCSR事業を活用し、平成29(2017)年12月13日、阿蘇郡西原村の山西及び河原両小学校の6年生、55名を対象として、西原村構造改善センターで、「木育とオリジナル木製時計づくり」を実施しました。

木育については、熊本大学教育学部の田口浩継教授が講師を務め、木の良さや鉄やプラスチックとの熱伝導の違い、木を育てることの重要性や森林の公益的機能などについて、子ども達に伝えていただくとともに、オリジナルの木製時計づくりでは、ヒノキの無節板に文字盤を貼り、好きな絵を描いて仕上げ、オリジナルの時計を完成させた。児童達が完成させた時計は、村内の公民館や公共施設に設置することになっています。

更に、同日、農林中央金庫福岡支店の徳永耕治部長と当

連合会から西原村の日置和彦村長及び竹下良一教育委員長に対し、オリジナル時計、県産材を使って作成したテーブル、椅子などを贈呈しました。廻りの雰囲気をお優しくする木製品の贈呈を受けた日置村長は「ロビーが明るくなり、来庁者も喜んで利用してくれると思う」と感想を述べられました。

また、11月29日には、熊本市立黒髪小学校において、6年生2クラス70名を対象に、木育を田口教授に行っていただくとともに、同校2Fの空きスペースに県産のフローリングとテーブルを寄贈しました。児童代表者から「木のぬくもりを感じるすばらしい施設。全児童で大切に使います。」とお礼の言葉がありました。



田口教授による西原村での木育の様子



オリジナル時計の製作風景



くまモンバスをバックに記念写真



西原村へ木製品の贈呈



「黒髪小学校・木の遊び場」で楽しむ子どもたち



黒髪小学校での木育の様子

# 平成29年度各種研修会の開催

## 森林組合理事研修会

平成30年1月19日(金)、グランメッセ熊本において、「森林組合理事研修会」を開催し、153名の理事・監事に参集いただきました。

主催者を代表して、池田県森連副会長が、『システムの悲願であった森林環境税(仮称)創設の目途が立ち、平成31年度から森林環境譲与税(仮称)として全市町村に森林整備等のための財源として譲与されることになった。この貴重な財源を有効活用し、関係市町村と連携を図りながら、地域の森林を整備し、新たな雇用の仕組みづくりにも活用していただきたい。また、一方では、システムの不祥事の事例が散見されることから、本日は、午前中にコンプライアンスに関する研修を計画しました。

「自分の組合から不祥事は絶対出さない」という意気込みを持っていただければと思います。更に、午後は、外部から見た林業界について基調講演を行なっていただきます。実りある研修となることを期待します。』と挨拶をしました。

### 午前の部

表題：「森林組合コンプライアンス研修」

講師：農林中央金庫福岡支店

営業第五班次長 伊東大輔氏

### 午後の部

基調講演：「森林経営のあり方と未来づくり」

～外部から見た事業戦略と

未来の森づくり～

講師：パナソニックエコソリューションズ創研

上席コンサルタント 中ノ森哲朗氏



池田副会長のあいさつ



伊東大輔次長によるコンプライアンス研修



中ノ森哲朗氏の基調講演

## 森林組合参事(級)会議



講師：県森連 総務兼指導部長 井秀昭氏

全国森林組合連合会林政課 早瀬悟史氏

県自然保護課野生鳥獣班 松本班长・田嶋参事

熊本国税局消費税課軽減税率制度係 園田係長

平成30年2月20日(火)、熊本県畜産会館において、「森林組合参事及び参事級職員会議」を開催しました。

昨年の11月、福岡で開催された全国森林組合連合会主催の「経理担当者説明会」で説明された決算関係手続の内容について、組合参事にも説明し、円滑な業務運営に資することを目的として開催しました。更に、森林環境税(仮称)が創設されるとともに、森林環境譲与税(仮称)が平成31年度から譲与されることから、現状と今後の対応などについて、説明を受けた。

また、県自然保護課からは、認証鳥獣保護事業者登録について説明があった。最後に熊本国税局からは、平成31年10月から制度開始となる、軽減税率制度について、椎茸など食品となるものの販売が対象となる。などの説明を受け、質疑を行なった。

# 日本伐木チャンピオンシップ(JLC)

## ＝ 審判育成講習会の開催 ＝

平成30年3月13日(火)、14日(水)の両日、JLC事務局(全国森林組合連合会)主催で、日本伐木チャンピオンシップ審判育成講習会が、県林業研究指導所で開催されました。

JLCとは、日本全国から伐木技術に自信のある参加者を募り、WLC(世界伐木チャンピオンシップ)ルールに準じた五つの競技種目で技術を競い、WLCに出場できる日本代表選手を選出することを目的に実施されるものであり、「林業技術及び安全作業の向上並びに林業従事者の社会的地位の向上」を図るものであります。

今回、本県において開催された講習会は、日本各地で開催される予選会を円滑に実施する体制づくりの一環として、審判を育成する目的で開催されました。近隣県も含め34名の参加があり、全国で見ると100名を超える審判が誕生することになります。

講師として、青森県森林組合連合会の秋田事業部長、有限会社下久保林業の下久保専務に来熊していただき、座学と実地研修が行われ、全員が審判として認められました。



座学風景



実地研修

### 熊本県下森林組合原木市況

(平成30年3月中旬)

#### スギ販売市況

長さ	末口径	直材 単価(円)	曲り材 単価(円)
3 m	16～18cm	14,300	12,000
4 m	10～13cm	11,900	10,300
4 m	14～22cm	13,500	12,000
4 m	24～28cm	13,400	12,100
6 m	18～22cm	20,700	17,000

#### ヒノキ販売市況

長さ	末口径	直材 単価(円)	曲り材 単価(円)
3 m	16～18cm	15,400	13,600
4 m	10～13cm	12,300	10,900
4 m	14～22cm	18,300	16,300
4 m	24～28cm	15,800	14,200
6 m	18～22cm	22,500	20,000

大切な森林を安心して育てましょう!

# 加入してよかった!

## 森林保険

台風、山火事などの災害による  
森林の損害に備え、  
森林保険にご加入ください。



森林保険  
イメージキャラクター  
マモルくん

保険金お支払いの対象となる8つの災害

 <b>火災</b> 山火事で受けた損害	 <b>風害</b> 暴風による幹折れ、根返りなどの損害	 <b>水害</b> 豪雨、洪水による埋没、水没、洪水などの損害	 <b>雪害</b> 大量積雪による幹折れ、根返りなどの損害	 <b>干害</b> 乾燥による枯死などの損害	 <b>凍害</b> 凍結、寒風などによる枯死などの損害	 <b>潮害</b> 潮害、潮水浸水などによる枯死などの損害	 <b>噴火災</b> 火山噴火による焼損、幹折れ、埋没、根返りなどの損害
---	---	---	---	--	--	---	--

お申し込みは...



## 熊本県森林組合連合会

熊本市東区下南部2丁目1-55 TEL096-285-8688(利用課)